

20210329\_ :【感染症情報】ビサヤにおける新型コロナウイルス感染症の対応について（セブ市の「セブ外の州からセブ市への入域者に係る改定ガイドライン」：セブ市役所発表）

【ポイント】

- セブ市役所は、セブ外の州からセブ市へ入域する者に係る規定（2020年11月発表）について、3月25日、改定ガイドラインを発表しました。
- セブ外の州からセブ市への入域を予定されている方は、今後のセブ市からの発表や報道等で最新の情報を入手する等し、トラブルを避けるようにしてください。

【本文】

1 3月25日、セブ市役所は、セブ外の州から空港または港を経由してセブ市に入域する全ての者を適用対象とする「セブ外の州からセブ市への入域者に係る改定ガイドライン」を発表しました。このうち、邦人の皆様に関係し得る主な事項の要旨は以下のとおりですが、発表内容について、正しくはセブ市役所行政命令第125号を参照してください。

●セブ市役所フェイス・ブック

（セブ市行政命令第125号「セブ外の州からセブ市への入域者に係るガイドライン」）

<https://www.facebook.com/CityofCebuOfficial/photos/pcb.4096508937092984/4096508293759715/?type=3&theater>

【以下、主な事項の要旨】

- ・セブ外の州からセブ市に来る者は、一部を除いて、フィリピン保健省認定検査機関からセブ市到着前72時間以内に取得されたRT-PCR検査の陰性証明書が必要となる。
- ・フィリピン科学技術省のS-PaSS旅行管理システム (<https://s-pass.ph>) に登録することにより、TCP (Travel Coordination Permit) か TPP (Travel Pass Thru Permit) を取得すること。
- ・到着する港では症状の有無がチェックされる。症状がある場合にはRT-PCR検査が行われ、その結果が陰性の場合でも、 balan-gai 保健即応チーム (BHERT) 観察下で14日間の自宅隔離が勧告される。
- ・トランジットでセブ市内に入域する者も S-PaSS 旅行管理システム (<https://s-pass.ph>) に登録することにより、TPP (Travel Pass Thru Permit) を取得すること。

2 セブ外の州からセブ市への入域を予定されている方は、今後のセブ市からの発表や報道等で最新の情報を入手する等し、トラブルを避けるようにしてください。また、本発表に関し不明な点がある場合には、セブ市役所にお問い合わせください。

●セブ市役所ホームページ

<https://www.cebucity.gov.ph/>

●セブ市緊急対応本部 (EOC)

(ホットライン)

0923-937-8599 / 0909-940-2158

032-233-4194 / 032-254-8637 / 032-411-0126 / 032-411-0102

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便（運航状況・搭乗手続）、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【以下、参考情報】

●セブ市役所フェイス・ブック

(セブ市行政命令第 125 号「セブ外の州からセブ市への入域者に係るガイドライン」)

<https://www.facebook.com/CityofCebuOfficial/photos/pcb.4096508937092984/4096508293759715/?type=3&theater>

●セブ市役所ホームページ

<https://www.cebucity.gov.ph/>

●セブ市緊急対応本部 (EOC)

(ホットライン)

0923-937-8599 / 0909-940-2158

032-233-4194 / 032-254-8637 / 032-411-0126 / 032-411-0102

●在フィリピン日本国大使館ホームページ

(2020 年 11 月 18 日付お知らせ「その 62：セブ市の「セブ外の州からセブ市に入る者に係るガイドライン」：セブ市政府発表」)

(注：今次改定前のガイドラインについての情報がご確認頂けます。)

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00259.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00259.html)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ (日本国政府の発表・関連情報等 (日本へ入国・再入国・帰国をご予定の方へ))

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00310.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00310.html)

●日本外務省・海外安全ホームページ (感染症危険情報：フィリピン)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_013.html#ad-image-](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-)

0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html)

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)